

質疑応答一覧

質問宛先 (敬称略)	質問	回答
太田記念美術館	noteをオンライン展示のプラットフォームとして使用されたという事例について、アーカイブとしても機能するのではというお話でしたが、ネット上のサービスが突然終了するかもしれないことへの対応は何か考えていらっしゃるでしょうか。	確かに弊館のオンライン展覧会の問題点としてサービスの突然終了が考えられます。もちろんこちらではデータは保存しておりますので、別のシステムに移行することは可能です。ただ、お客様にとっては無期限公開という前提でご購入されておりますので、突然終了には不安があり、自分たちでシステムを構築するのがベストとは考えています。 しかしながら、コロナ禍で美術館に足を運べない方のことを考えると、まずは外部プラットフォームを使い、迅速にオンラインで展覧会を紹介できる方を優先しました。小規模の弊館では一からのシステム構築は現実的に難しいということもあります。オンライン展覧会という形式にどのようなニーズがあるのか、まずは実際に実施することでその情報を集め、今後の方向については常に検討していく予定です。
太田記念美術館	オンライン展覧会を外国語対応した場合、外国人からの購入の可能性はありますか。	現在note社が対応しているのは日本国内発行のクレジットカードです。そのため、海外にいる日本人は購入できるケースがありますが、外国人の方は難しいかと思えます。これについてはnote社が今後対応を広げてくれるかどうかにかかっています。 また、海外の人向けのオンライン展覧会を、別のプラットフォームを用いて行なう考えもないわけではないのですが、どのようなシステム、金銭管理で行うかの問題があり、まだ本格的な検討には至っておりません。まずは日本国内のニーズを探るところに重点を置いております。
EPAD事務局	EPAD事業の基本的な収益構造を教えてください。 実際のお金の流れです。利用者がどういう形でお金を支払って、どういう形でEPAD事務局に流れて、EPAD事務局からどういう形で、権利者団体へ支払っているのでしょうか。	EPAD事務局はアーカイブと商用配信の権利処理をお手伝いしているので、配信は行いませんでした。 権利処理した映像を実際に商用配信を行うのは各上演主体であり、配信に伴う収益がEPAD事務局に入るわけではありません。 EPAD事務局は文化庁から事業費として一定額をお預かりし、各映像のアーカイブと商用配信のための権利処理を進める中で、映像提供団体及び各権利者（権利者団体含む）へは事業費から映像収集対価や権利対価等の支払いを行いました。
EPAD事務局	権利処理不可の理由の1位である権利者から「同意が得られない」一番の理由は、何でしょうか。	様々なケースがありますが、 ・そもそも上演の際に楽曲・テキスト・原案等の使用許諾を取っていないかった ・上演の際に記録映像を収録することについての同意を得ていなかった ・上演後、人間関係に変化があった ・権利処理対価または配信による収益分配金額に同意できない ・権利者自体が不明または連絡先が不明（一部は文化庁による裁定制度を利用） という事例がございました。
デジタル庁	オープンデータ伝道師の方々は、どのように選定されているのでしょうか。	有識者の方々のご意見等を伺いつつ、社会的信望があり地域情報化やオープンデータに関する知見をお持ちの方々の中から、各地域（地方公共団体等）と連携してオープンデータ推進に携わっているの方々を中心に選定させて頂いております。
デジタル庁	文化資源以外のデータ連携、スマートシティ社会における可能性をお聞きしたいです。	オープンデータの観点からも、スマートシティ社会で活用されるデータを整備していくことは重要と考えております。